

1．経緯を振り返る

1 - 1．基準法改正の発端

偽装事件により分かった制度の欠陥

構造設計者の法的位置づけがないこと

認定プログラムへの盲信

偏った報道による誤った世論の形成（住民の怒り、偽装の実態）

確認審査がいい加減なことがある

国や自治体は監督が足りない

有資格者の専門家も信頼できない

1 - 2．国交省の対応内容

-1 建築確認・検査の厳格化

構造計算適合性判定

審査方法・中間検査・完了検査の指針

-2 指定確認検査機関の業務の適正化

-1 建築士等の業務の適正化

構造設計、設備設計の適正化

設計・工事監理業務の適正化

建築士事務所の情報開示

-2 罰則の強化

住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行

1 - 3．建築確認・検査の厳格化の中身

二つの要素

・技術基準の明確化

・審査の厳格化

制度設計の大前提

・設計者性悪説、消費者保護

・誰が設計しても安全性を確保できる仕組み

・建設界における従来のシステムや慣習は無視

1 - 4 . 改正のスケジュール

もともと無理なスケジュール。当初見込みより大幅な遅れ。駆け込み状態。

2006年6月20日	改正法公布
2007年3月20日	施行令改正公布
2007年5月18日	技術基準関連告示公布
2007年6月19日	施行規則公布
2007年6月20日	審査指針告示公布

1 - 5 . 6月20日以後の状況

審査の停滞

- ・提出図書の体裁や内容について些細なことの指摘
- ・審査要領に不慣れ
- ・技術解説書未発行の理由で判断を拒否

設計者の戸惑い

- ・改正技術基準の内容の不明な点
- ・膨大な資料を要求される

着工件数の大幅な減少。社会的混乱が起き始めている。

2 . 現状での問題点

2 - 1 . 技術基準の明確化における問題

目的

- ・従来の技術基準のあいまいな部分を悪用もしくは誤用する設計者が存在した。
- ・構造計算方法について明確な運用ができる技術基準を作ること。
- ・構造計算のばらつきをなくするために構造計算の考え方を統一する。

具体の項目

- ・RC壁の計算における扱い、保有水平耐力計算方法
- ・モデル化規定

実態との乖離

- ・構造計算は慣用的なモデル化や技術基準に可能な限り準拠して行なうべきものであるが、個々の建物には固有の問題が存在し、設計者の判断が重要である。
- ・建築物は多様であり、創意工夫を凝らした多くの建築物では、モデル化までを含めた構造計算のプロセスの全てを基準で網羅することはできない。
- ・精緻な計算を行わなくても安全な建物は設計できる。モデル化と安全率の関係。

本質的なポイント

- ・モデル化された構造物に対して構造計算としての一貫性が保たれていること。
- ・構造設計全般の考え方、構造計算の仮定条件などを設計者として構造計算書に明示すること。

2 - 2 . 明らかになった法令の矛盾

法 20 条：1 敷地 1 建物の原則。複数の建物を同じ計算方法で規定

施行令 80 条：エキスパンションを設けた場合の建物の構造計算方法を規定

従来 of 通達：方向別の別ルートの耐震設計が可能

矛盾した状態のつじつまあわせのための助言、告示

方策 1：方向別計算

技術的助言（6 月 20 日）：2 号建物ではルート 2 とルート 2,3 の組み合わせ可

告示 1274 号（10 月 5 日）：593 告示を満たさないために建物がルート 2 となる場合
ルート 1 をルート 2 と同等と見なす

方策 2：棟別計算

建物別の構造計算ルート（11 月 14 日：告示パブコメ）：条件を整えば 3 号,4 号建物を 2 号建物とみなす。または 4 号建物を 3 号建物とみなす。

本来は、法令を直し実態に合わせた理解しやすいものとすべき。

2 - 3 . 2 号建物と 3 号建物の微妙な違い（適合性判定の要否）

施行令 36 条、告示 593 号で規定されているが、条文が分かりにくい。

この判断により時間とコストが大きく異なる。特に小規模建築では問題。

併用構造におけるさまざまな問題。

RC 造 3 号建物において、木造梁は許容されて、鉄骨梁は許容されない例
技術の本質と関係なく規定されていることの問題。

2 - 4 . 審査の厳格化がもたらしたもの

必要な図書の増加、図書の整合性、完璧性が求められる

設計として本来やるべきことの時間がなくなる

図書の整合性を求めると図書の簡素化につながる

法令審査とはなにをすべきか

従来：法で規定していることを見る。それ以外は設計者の判断を尊重

現状：全てを法の規定で判断するという誤解。法にないものは判断できない。

法令解釈の難しさ

審査における調整は不可避

事前審査という形で運用されはじめた

2 - 5 . 着工後の変更

変更における適合性判定の問題は 3 月ごろから騒がれた。だした。

建物は現場で作られていくもの。さまざまな調整が行われる。

検査の厳格化により、変更申請対応が増加。

もの作りの知恵を生かせないシステム。

当面の課題は、設計者責任で行える軽微な変更を位置づけること。

2 - 6 . 認定プログラムという困った制度

法的な位置づけが変わった。(法 20 条)

従来：図書省略が可能なもの

今回：国交大臣が安全であると定める計算の方法と同等 (認定プログラム = 法律)

設計者を無視した制度。(人は信じないがコンピュータは信じる)

再計算で何が保証されるのか。

認定プログラムを用いた建物の責任問題。バグ問題。

2 - 7 . 適合性判定の意義と現状

当初のイメージ

設計者の判断の妥当性を他の設計者が工学的知見により判断する。

主事等が法令審査、適判は工学的な知見で審査。

現状

審査指針(告示)に基づき法適合性判定。

設計者と判定員の意見交換、設計見直しができない制度。(性能評価と違う)

適合性判定の業務内容を見直すべき。

3 . 今後に向けて

3 - 1 . 構造設計と法の関係は

構造設計とは

- ・安全な建物
- ・美しく魅力的な建物
- ・使いやすい建物
- ・プロジェクトに与えられたコストで成立すること

バランスが重要、バランスを見極めるのが専門家

法に書いてあるとおりに計算書や図面を作ることが設計ではない。

建築構造は多様である。設計の全てを法で規定することはできない。

法が設計内容を細かくチェックする判定材料としての役目を拡大すると、判定条件の明確化、厳格化という方向に向かい、やがては構造設計の陳腐化を招く。

3 - 2 . 社会の意識と合った制度か、権利が守られているか

過度の厳格さは社会的に見てマイナスである

意識の違うユーザーが混在する。

建築主 = 所有者、建築主 所有者。

自己責任で設計者、施工者を選ぶ建築主に過剰な審査は不要。

ピアチェックは確認審査の外で。法令チェックは最小限に。

ユーザー教育も必要。

3 - 3 . 社会と専門家の関係

法規定を細かくしても最終的には設計者の資質、判断、倫理観に委ねられる。

だから設計者が誰かということが重要。

専門家として設計内容を説明する義務がある。

説明できる設計者を専門家として認知するシステム。資格と連動。

3 - 4 . 良心的な専門家が報われる仕組みとなっているか

現状は人を見ない仕組みとなっている。

専門家に委任するシステム、議論できるシステム。

4 . まとめ

現実として、設計を行っていかなければならない。

さまざまな問題をどう解決・対応するか。

短期的に打開していくもの、長期的視野で変えていくもの。

一般社会からの視線で考えることが重要。